

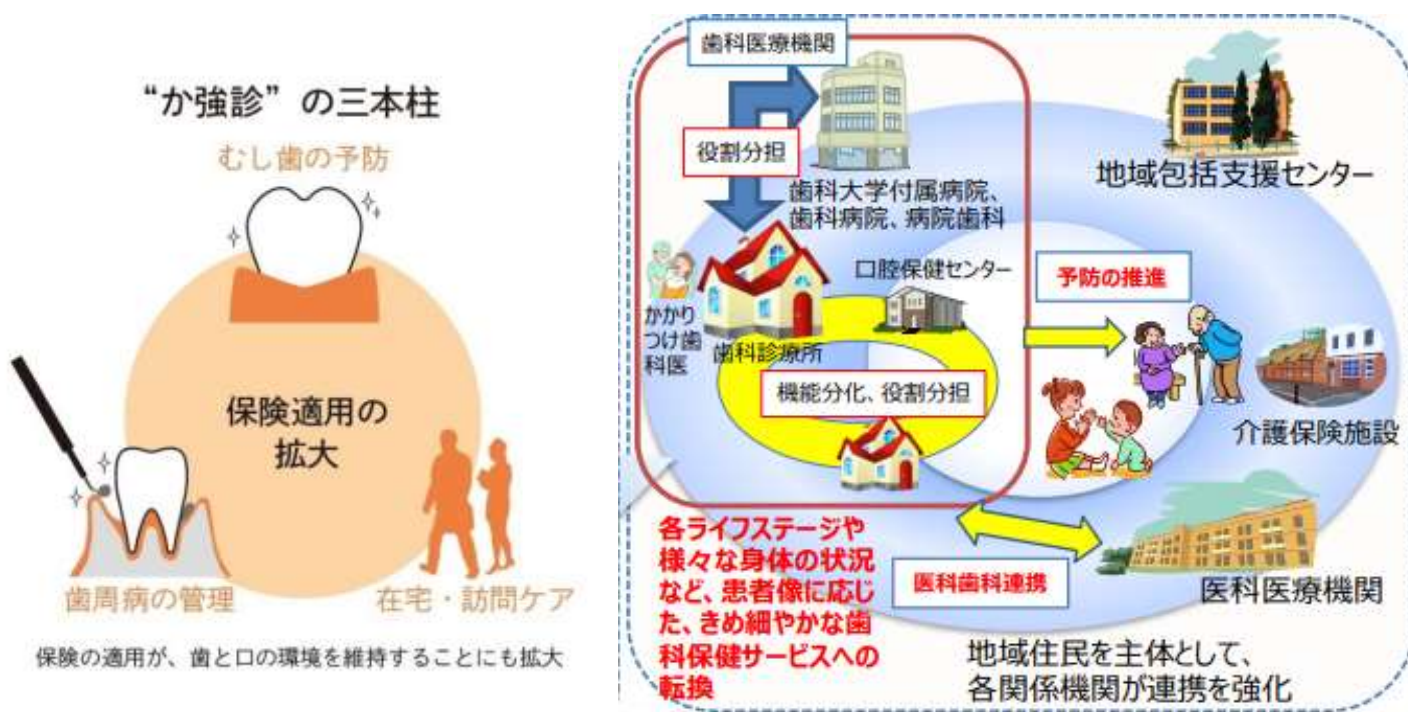
当医院は【かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所】

として厚生労働省から認可を受けています!!

基準として「専門性」「衛生面・安全面」「他機関との連携」の基準を満たしていないと認可が受けられません!

従来、予防は保険適用外とされていましたが、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の認可を受けた歯科医院では**予防にかかわる処置に保険適用**が認められる為、継続的な口腔管理を行いながら、う蝕や歯周病の重症化を予防することが出来ます。

また、近隣の医療機関や介護保険施設、地域包括支援センターと連携し各機関の特徴を活かしながら、切れ目のない医療を提供する地域完結型医療の推進が求められています。



《専門性》 … 複数の歯科医師、もしくは1名以上の歯科医師、歯科衛生士が在籍していること。

偶発的な事故や緊急時に対応できる歯科医師や訪問診療に対応できる歯科医師の配置が必要

《衛生面・安全性》 … 十分な感染予防対策や、衛生管理が求められる。

また患者様が、安全に医療が受けられるようにADEや血圧計を配置するなどの安全対策が整備されていなければなりません。

《他機関との連携》 … 偶発的、緊急時に対応してもらえる他の医療機関との連携が必要。

また、在宅医療を担う機関とも連携が必要に応じて情報提供を行うことが求められる。